



環境 第222号-2
平成28年 7月22日

合同会社四日市ソーラー
代表社員 株式会社レノバ
職務執行者 辻 本 大 輔 様

四日市市長 田 中 俊



四日市ソーラー事業（仮称）に係る環境影響評価準備書に対する意見について

平成28年3月23日に提出のあった四日市ソーラー事業（仮称）に係る環境影響評価準備書について、四日市市環境保全審議会の答申を踏まえた上で、三重県環境影響評価条例第19条第1項に基づき環境保全の見地から意見を述べる。

四日市ソーラー事業（仮称）は、合同会社四日市ソーラーが、太陽光発電による電気事業を実施することを目的として、四日市市桜町地内の68.1haを事業実施区域とし、そのうち43.8haを改変し、約21MWの太陽光発電設備を設置する事業である。

太陽光発電は、地球温暖化の原因とされている二酸化炭素やその他の大気汚染物質を排出しない、クリーンで安全な再生可能エネルギーの一つである一方で、今回の事業計画は本市の貴重な森林を伐採するものであり、二酸化炭素の吸収源となっている緑と貴重な動物の生息空間を喪失することとなる。

事業の実施により、市内の森林面積の減少は避けられないが、当該事業実施区域は、市内でも豊かな自然が残る数少ない地区であり、植栽において、樹種の選定や適正な管理を実施するとともに、生物の保全措置を実施する場合は、あらかじめ地元研究者や学識経験者等に相談し、適切な措置を講じることを求める。

また、市民等に対し、適切な情報の提供に努めるとともに、特に周辺住民に対しては、具体的にかつ丁寧に説明を行い、事業に関する苦情が寄せられた場合は誠意を持って速やかに対応すること。

今後、他の大規模ソーラー事業が実施される際には、当該事業が特に自然環境等に配慮した事例となるように誠意を持って取り組んでいただくことを強く要望する。

したがって、事業者は、環境影響評価書の作成に当たっては、次の点を踏まえ、適切な対応をとっていただきたい。

(個別的事項)

1 大気質

事業実施区域は、自動車NO_x・PM法の対策地域に指定されているため、排出基準に適合した車両等を利用すること。また、工事の際は、稼働が集中しないように平準化を図り、アイドリングストップ等を徹底すること。

2 騒音、振動、低周波空気振動

- (1) 低騒音、低振動型の車両等を使用するとともに、工事車両や重機による騒音、振動の周辺環境への影響を最小限にするように努めること。
- (2) 事業実施区域の近傍において、既に低周波音が発生し、1/3オクターブバンド周波数の高周波数域の一部では、心身に係る苦情に関する参照値を超過していることから、当該事業による住民への影響の有無を事後評価において確認し、報告すること。

3 水質、地下水の水質及び水位、地形・地質、土壌

- (1) 事業実施区域への地下水の流入は、事業実施区域の南側の足見川流域より流れている可能性があるため、地下水面の変化や将来的にすべり面が生じないように検討すること。
- (2) 土地の造成により地形の傾斜が緩やかになるものの、樹木の伐採等により下流での流出量や湧水の変動などが予測されるので、より影響の少ない事業を検討すること。
- (3) 施設の供用時に除草等を実施する場合は、除草剤等の薬品は使用しないこと。

4 陸生動物

- (1) 森林伐採によりニホンリスの餌場環境が一部消失することになる。今後、保全措置として、コナラの植栽を計画しているが、1種に限らず、在来の多種多様な樹種を選定し、森の遷移に合わせた森林管理計画を検討すること。
- (2) 調査を実施した種で、ヒメボタルなどの準備書に記載されていない動物等がある場合は、生息の有無も含めて評価書で追記し、配慮すること。
- (3) 中型動物の移動を妨げないようにパネル及びフェンスの配置を考慮すること。
- (4) 森林伐採により陸生動物の生息地が減少し、獣害による農作物等への影響が懸念されることから、住民意見を真摯に受け止め、被害の防止について、関係者と協議すること。

5. 陸生植物

シデコブシやヘビノボラズなど貴重な植物に対する個体移植の保全措置について、その効果の不確実性が残るため、移植後の生育状況について、調査・改善を行い、保全に努めるとともに、当該事業との関連性を検証し、その結果を事後調査報告書に記載すること。

6 水生生物

- (1) 矢合川流域において、準絶滅危惧種のオオコオイムシ、ヒメタイコウチ及びムカシヤンマなどが生息している可能性があるため、地元研究者や学識経験者等に相談し、専門的な見地を踏まえた保全措置を行うこと。
- (2) 絶滅危惧種の本トケドジョウなどに対する個体移植の保全措置について、移植後の生息状況について、調査・改善を行い、保全に努めるとともに、当該事業との関連性を検証し、その結果を事後調査報告書に記載すること。
- (3) 保全水路の整備については、地元研究者や学識経験者等からの意見を踏まえ、生息環境に十分配慮したものとする。
- (4) 調整池の整備についても、生物の生息空間となるよう十分な検討を加えること。

7 生態系

- (1) 当該事業では、森林や湿地環境が減少することは避けられないので、生き物に対する対応を可能な限り行うために、森の質の向上と湿地環境の維持について、具体的な管理体制を評価書にて示すこと。
- (2) 工事の実施の際は、埋蔵種子や土壌生物の保全のため、造成時の表土（10cm程度）は保存し、地中の土を混ぜることがないように配慮すること。
- (3) 特定外来生物が発見された場合は、速やかに駆除等の対応に努めること。
- (4) 植栽等を実施する場合には、外来生物の導入は避け、在来種を選定すること。

8 景観

事業の実施にあたっては、里山の景観が保全されるように配慮すること。

9 廃棄物等

パネル等の廃棄物が発生した場合は、有効利用を含め、関係法令に基づいて、速やかに適正な処理を行うこと。

10 温室効果ガス等

- (1) 本事業におけるCO₂排出量について、森林の伐採による影響を加味し、定量的に検討すること。
- (2) 高効率のパネルを設置することにより、可能な限り森林を多く残すように検討すること。

11 その他

- (1) 発電設備を廃止した場合は、その跡地について、そのまま放置せず、適切な措置をとるとともに、事業計画期間内に用途が変更となる場合は、あらかじめ関係機関と協議すること。
- (2) 太陽光発電設備の設置による事業実施区域内及び周辺温度への影響を調査・検討し、報告すること。
- (3) 自然災害、その他の事由により当該事業に被害が生じた場合には、周辺環境への影響を最小限にとどめ、速やかに復旧又は撤去すること。
- (4) 自然災害や事故、機器の故障等が発生した場合に備えて、速やかに対応できるように、緊急時の連絡網や事象別の対応を示した緊急対応マニュアルを作成するなどの措置をとること。
- (5) 供用開始後には、市内の環境活動団体等と連携し、地球環境や自然環境の保全等の環境学習に協力すること。